破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 前橋市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添 えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号		年	月	日	第		号
変更の内容							
変更の理由							
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要							
9 る心改の似女							
当該施設について産業廃棄							
物処理施設の設置の許可を	年	月	日	第		号	
受けている場合には、その							
許可の年月日及び許可番号							
破砕業を行おうとする事業							
所以外の場所で解体自動車							
又は自動車破砕残さの積替							
え又は保管を行う場合に							
は、当該場所の所在地、面							
積及び保管量の上限							

	役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、					
	相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行す					
	る社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認めら					
<i>ħ</i>			記入すること。)			
	(ふりた エ	- :	/D 744 6			
	氏	名	役職名		住 所	
	第5冬に担定す	よろは田人の氏を	L る及び住所(当該f	古田人が	ある場合に記える	ナスニレ)
TP :	カリ末に尻足り (ふりか		及び圧別(当該	文用人が.	のの物口に記入り	9 0 C C o /
	氏	名	役職名		住 所	
 			IX49X*LI		上 771	
法	定代理人の氏	名及び住所(未成	・	つ、その	法定代理人が個	人である場合に
記.	入すること。)					
	(ふりた	がな)				
	氏	名		住	所	
			こその代表者の氏	名(未成	年者であり、か	つ、その法定代
理.	理人が法人である場合に記入すること。)					
	 名 称					
	7 <u>1</u> 10.					
-	(ふりがな)					
	代表者					
	の氏名					
	住 所	(郵便番号)				
				ŕ	電話番号	

法定代理人の役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標	標準作業書の記載事項				
	解体自動車の保管の方法				
	解体自動車の破砕前処理を				
	行う場合にあっては、解体自				
	動車の破砕前処理の方法				
	解体自動車の破砕を行う場				
	合にあっては、解体自動車の				
	破砕の方法				
	排水処理施設の管理の方法				
	(排水処理施設を設置する				
	場合に限る。)				

	解体自動車の破砕を行う場			
	合にあっては、自動車破砕残			
	さの保管の方法			
	解体自動車の運搬の方法			
	解体自動車の破砕を行う場			
	合にあっては、自動車破砕残			
	さの運搬の方法			
	破砕業の用に供する施設の			
	保守点検の方法			
	体引点换00万点			
	ᅶᄴᇰᇠᅡᄼᄱᅲᄝ			
	火災予防上の措置			
Δ	△手数料欄			

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。